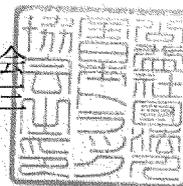




全ト協発第522号(輸)  
平成27年1月30日

各都道府県トラック協会  
会長様

(公社)全日本トラック協会  
会長 星野良三



道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化について  
重量が基準の2倍以上の悪質違反者への即時告発の実施(協力要請)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、この度、国土交通省道路局長より、各地方整備局長等に対し、道路法の規定に基づき道路管理者が付した条件に違反して大型車両を通行させている者に対する取締りや指導の内容について定めた昭和53年局長通達「車両の通行の制限について」等を改正する通達が発せられ、当協会に対しても、本件の会員事業者への周知と引き続きの法令遵守徹底について、協力要請文が発出されました。

つきましては、別添のとおり、当協会への協力要請文並びに各地方整備局等に対する通達を送付いたしますので、貴協会におかれましても、本趣旨をご理解いただくとともに、傘下会員への周知方等よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

<通達の概要>

1. 特殊車両の通行に際し、現地取締りにおいて、車両制限令に定める基準の2倍以上の重量超過を確認した場合、即時に告発を行う。(罰則：道路法102条 100万円以下の罰金等)

2. 上記「基準の2倍以上の重量」の計算例は、以下のとおり。

a. 無許可のセミトレーラ連結車[バン型等いわゆる“特例5車種”]の場合

$$5.4 \text{ t} = \text{一般的制限値 } 2.7 \text{ t} \times 2 \text{ (指定道路、指定道路以外)}$$

b. 無許可のセミトレーラ連結車[スタンション型等“特例5車種”以外]の場合

$$5.0 \text{ t} = \text{一般的制限値 } 2.5 \text{ t (最大)} \times 2 \text{ (指定道路)}$$

$$4.0 \text{ t (最大)} = \text{一般的制限値 } 2.0 \text{ t (最大)} \times 2 \text{ (指定道路以外)}$$

c. 特殊車両通行許可を受けたセミトレーラ連結車の場合

「許可を受けた車両の総重量から車両の総重量の最高限度を減じた重量に、車両の総重量の最高限度の2倍の重量を加算した重量」とする。

ア) ①セミトレーラ連結車[バン型等いわゆる“特例5車種”] かつ

②通行許可を受けた総重量が36 t

$$6.3 \text{ t} = 36 \text{ t} - 2.7 \text{ t (許可を受けた車両の総重量から車両の総重量の最高限度を減じた重量)}$$

$$+ 2.7 \text{ t} \times 2 \text{ 倍 (車両の総重量の最高限度の2倍の重量)}$$

イ) ①セミトレーラ連結車[スタンション型等“特例5車種”以外] かつ

②通行許可を受けた総重量が36 t

$$6.1 \text{ t} = 36 \text{ t} - 2.5 \text{ t (許可を受けた車両の総重量から車両の総重量の最高限度を減じた重量)}$$

$$+ 2.5 \text{ t} \times 2 \text{ 倍 (車両の総重量の最高限度の2倍の重量)}$$

$$5.6 \text{ t} = 36 \text{ t} - 2.0 \text{ t} + 2.0 \text{ t} \times 2 \text{ 倍} \quad \text{※指定道路以外の場合}$$

3. 平成27年2月23日より施行

以上

国道車第31号  
平成27年1月23日

公益社団法人  
全日本トラック協会 会長 殿

国土交通省道路局長



道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化について  
重量が基準の2倍以上の悪質違反者への即時告発の実施（協力要請）

平素は、道路行政に対するご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、国土交通省では道路の老朽化対策は喫緊の課題であると認識しているところ、平成26年4月14日の社会資本整備審議会道路分科会提言において、重量制限を超過する大型車両を通行させる者に対する取締り・指導について一層強化を図るとともに、特殊車両通行許可制度の審査基準の見直しや審査の迅速化等を図ることで、大型車両が適正に通行しやすい環境を整備することとされました。

これを受けて、本年5月9日には「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」を策定し、国民の財産である道路を極めて大きく傷める重量超過の悪質違反者には厳罰化を、適正に道路を利用して物流を支えておられる方にはより使いやすくといった、メリハリの効いた取り組みを進めていくことを公表したところです。この方針に基づいて、許可基準の緩和等を進める一方で、車両総重量が基準の2倍以上の悪質違反者に対して、現地取締りで違反を確認した場合には、その事実をもって告発の対象とすることとし、別添のとおり国の道路管理者あて通知したところです。

貴団体におかれましては、本制度に関して傘下会員に対し周知方お願いするとともに、引き続き法令遵守の徹底が図られるよう協力を要請いたします。

国道車第30号  
平成27年1月23日

各地方整備局長  
北海道開発局長  
沖縄総合事務局長 殿

国土交通省道路局長

「車両の通行の制限について」の一部改正について

道路法（以下「法」という。）第47条第1項の政令で定める最高限度を超える車両（以下「特殊車両」という。）の通行に関し、同条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させている者に対しては、昭和53年12月1日付け建設省道交発第96号道路局長通達「車両の通行の制限について」等に基づき取締り・指導を行っているところである。しかしながら、依然として重量等の制限を超過した車両が通行している。

平成26年4月14日に社会資本整備審議会道路分科会が行った「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」においては、重量制限を超過する大型車両を通行させる者に対する取締り・指導について一層強化を図るとともに、特殊車両通行許可制度の審査基準の見直しや審査の迅速化等を図ることで、大型車両が適正に通行しやすい環境を整備することとされたところである。

これを受けて平成26年5月9日には「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」を策定し、国民の財産である道路を極めて大きく傷める重量超過の悪質違反者には厳罰化を、適正に道路を利用して物流を支える方にはより使いやすくといった、メリハリの効いた取り組みを進めていくこととしたところである。

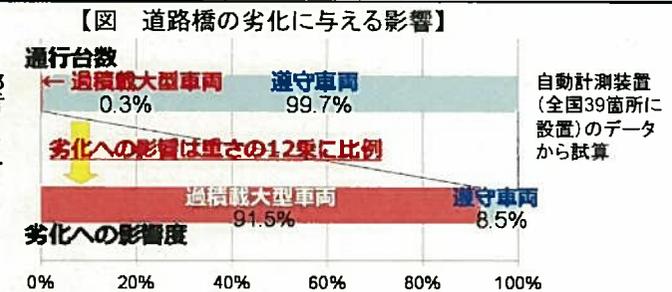
この方針に基づいて、車両総重量が基準の2倍以上の悪質違反者に対しては、現地取締りで違反を確認した場合には、その事実をもって告発の対象とすることとし、昭和53年12月1日付け建設省道交発第96号道路局長通達「車両の通行の制限について」の一部を下記のとおり改正したので、その運用について遺憾のないようにされたい。

# (参考)悪質な重量制限違反者への告発(レッドカード)について

## 背景

0. 3%の重量を違法に超過した大型車両\*が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。\*車両総重量20tを超える違反車両

⇒ 軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当



基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に厳罰化⇒現地取締りで違反を確認した場合は告発(レッドカード)

## 告発対象者の条件

○車両総重量の一般的制限値(国管理道路は最大27t)を基準とし、下記に該当する場合には、当該総重量違反の事実をもって告発(レッドカード)の対象とします。(基準については、車両制限令第3条並びに車両の通行の許可の手続き等を定める省令第1条及び第1条の2に掲げる表中のうち該当する総重量による)

### ◆車両総重量が「基準×2」以上の車両

なお、特車通行許可車両は、「基準×2+(許可総重量-基準)」

○無許可のセミトレーラ連結車(バン型)でのレッドカード例

基準×2=54t

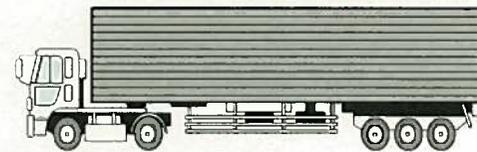
27t

27t

基準=一般的制限値27t(セミトレーラ連結車(バン型)の例)

※ 車両制限令第3条第2項に定める「特例5車種」以外の車両に係る一般的制限値(基準)は、最大25t

レッドカード条件:「総重量54t以上」



※ なお、車両総重量が基準の2倍に達しない場合であっても、車両総重量違反が現認された場合には、積載物の軽減措置、通行の中止等を命ずるとともに、是正指導等が行われることがあります。また、常習的に違反が行われていることが確認された場合であっても、現行通達に基づいて告発の対象になることがあります。

## 告発による罰則

○道路法102条(無許可)により、100万円以下の罰金等